

Zero Drunk Driving

飲酒運転ゼロをめざそう

Embriaguez Zero ao Volante



三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす
条例により飲酒運転違反者には
アルコール依存症に関する
受診義務が課せられています。



In accordance with the drunk driving
regulation in Mie-pref, all drunk driving
offenders will be required to take a clinical
examination for alcohol dependence.

Segundo a Lei de Embriaguez Zero ao Volante
da Província de Mie, o infrator é obrigado
a realizar um teste de alcoolismo



三重県警察
ミーポ

交通安全

三重県交通安全協会
ストッピー

三重県交通安全研修センター
みまも

飲酒運転^{ゼロ}をめざせ隊

飲酒運転違反者には、
指定医療機関における
アルコール依存症に関する
受診義務があります。



受診義務って
どんなこと？

飲酒運転をする人の中には、
本人に自覚がなくても、アルコール依存症の
疑いのある人がいるかもしれないことから、
指定医療機関での
アルコール依存症に関する受診が
義務づけられたのよ。

受診通知を受け取った人は、
本人や家族のためにも必ず
受診しなければならないの。



家庭、地域、
職場、飲食店など
みんなで
取り組もう。

ハンドルキーパー運動を
推進しようよ

仲間と飲食店などへ行く場合、
仲間同士や飲食店の協力を得て
飲まない人を決め、
その人はお酒を飲まず、仲間を
安全に自宅まで送る運動だよ。

お酒は 絶対 飲みません！
今日のハンドルキーパー



みなさん
飲酒運転しないでね！

Don't drink and drive!
Se beber, não dirija!



飲酒運転と
アルコール問題
相談窓口

059-224-3101

月～木曜日 9:00～16:00
(祝日・年末年始の休日を除く)

三重県・三重県警察・三重県交通対策協議会

事務局 〒514-8570 三重県環境生活部 くらし・交通安全課 TEL 059-224-2410 FAX 059-228-4907